



® 平成 31 年 1 月 8 日 (火)

No. 14846 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆WIPOの昨年の活動の紹介と今年の展望
——職員の随想—— (1)

WIPOの昨年の活動の紹介と今年の展望

——職員の随想——

世界知的所有権機関 毛利 峰子¹

1. はじめに

世界知的所有権機関(WIPO)は1967年に採択されたWIPO設立条約によって1970年設立され、1974年より国連の知的財産に関する専門機関として活動する国際機関で、その本部をジュネーブにおきます。筆者が特許協力条約(PCT)オペレーション部門に勤務して6年目となった昨年は、6月にPCT制度の運用開始40周年を祝う行事があった他、近年のア

ジア圏からの国際出願数の急激な増加によってオペレーションの現場のチーム構成や業務分配に変化があり、その影響を身近に感じました。そして、昨年はチーム・コーディネータという職務に加えて、一職員としてスタッフ・業務事項に関して事務局長へ提案を行うJoint Advisory Group及びWIPO職員団体保険制度委員会の委員にご指名を頂いて会議に出席させて頂いた他、WIPOのオンブズマンを助ける



代表社員 弁理士 金 井 建
弁理士 後 藤 男
弁理士 山 口 明
弁理士 亀 岡 幹
弁理士 金 橋 久
弁理士 橋 本 裕
弁理士 田 原 亮
弁理士 菊 間 修

SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

代表社員 弁理士 浅 村 昌 弘
弁理士 池 田 幸 義
弁理士 水 本 江 野
弁理士 白 浅 野
弁理士 亀 山 宮
弁理士 松 渡 野
弁理士 岡 野 光

所長 弁理士 浅 村 昌 弘
弁理士 和 田 高

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

弁理士 後 藤 晴 男 弁理士 松 川 直 樹 弁理士 和 田 研 史

会長 弁理士 浅 村 皓
弁理士 平 山 子
弁理士 望 月 次
弁理士 畑 中 之
弁理士 篠 田 理
弁理士 中 伊 宏
弁理士 大 日 方 登
弁理士 大 日 方 幸

弁理士 井 下 大
弁理士 岩 北
弁理士 水 田
弁理士 林

啓 良 孝 麻 卓 博 由 和
啓 子 次 之 理 宏 登 里 幸

弁理士 井 上 洋 一
弁理士 下 塚 克
弁理士 大 岩 一
弁理士 北 見 晶
弁理士 水 川 裕
弁理士 田 野 祐
弁理士 林 中 銘

一 彦 貴 啓 亮 宣 子 三

裕 祐 銘

和 田 研 史

浅村法律事務所 電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

所長 弁理士 浅 村 昌 弘 弁理士 和 田 高

ネットワークに参加して研修を受けるなど、少し活動が広がった年でもありました。

また、秋の総会 (General Assembly) は、WIPO加盟国代表がジュネーブ本部に集まる大きな会議ですが、2018年総会では我が国の存在感がよりいっそう示されました。まず、WIPOジャパン・トラスト・ファンド・アフリカ・後発途上国 (「アフリカ・ファンド」) の10周年を祝う行事が開催されました。そして、我が国がマラケシュ条約に加盟したことも注目され、日本代表团とWIPO事務局長との署名交換の様子が広報されました。また、11月には、WIPO初の第一回知財裁判官フォーラムが開催されて、世界各国から知財紛争に携わる経験豊かな裁判官が集まり、情報と意見交換の場となりました。日本からも知的財産高等裁判所のお二方が登壇されました。

以下、WIPO一職員の雑感として、PCTオペレーション40周年記念行事、2018年WIPO総会 (マラケシュ条約への参加、日本文化行事、WIPO調停仲裁センター、Pat-Informed)、及び知財裁判官フォーラムのご報告と、2019年の展望を僅かながら書かせて頂きます。

2. 特許協力条約 (PCT) オペレーション40周年記念

特許協力条約 (PCT) は、1970年にワシントンDCで調印されました。WIPO設立と時を同じくして成立したこの条約は、WIPOが所管する重要な条約の1つです。このPCTは、調印から8年後の1978年1月24日に施行され、6月1日運用開始 (願書受付開始) となりましたので、昨年はちょうど施行と運用開始の2つの40周年を祝う年となりました。

PCTはその40年のオペレーションの中で着実に発展してきました。例えば、加盟国の数をみると、PCT条約は13か国で締結され、18か国の加盟国で運用が開始しました。それが現在は加盟国が152か国となり、一昨年2017年の出願数は243,000件まで増加しています。WIPO国際事務局の役割である国際公開については、2017年2月2日に300万件を達成しました。ちょうど300万件目に国際公開された出願はドイツの研究財団フラウンホーファー研究機構 (Fraunhofer Gesellschaft) が出願人でしたので、WIPOに関係者が集まり記念行事が開かれました。

PCTのオペレーション部門に勤務するスタッフにとってのやりがいは、世界中のPCT加盟国から届く国際出願書類を受理した後、二度目の方式審査、中間書類の処理と管理、国際公開を行って、国内移行までがスムーズに行われるようにサポートする仕事内容にもありますが、WIPOの収入源に貢献しているという側面にもあります。今日に至るまで、PCTは独立採算組織であるWIPOのメインの収入源で、昨年はPCTからの収入72%と、マドリッドシステムからの収入17%をあわせると、国際知財出願登録制度運営による収入が90%を占める旨報告されています。なお昨年の統計によるとWIPO加盟国からのContributionは4.3%、Voluntary Contributionは2.9%です。その内、我が国は、毎年総額約590万スイスフランを、知財に関するプロジェクトや、以下紹介するアフリカ・ファンドとして出資しています。これは、Contribution総額の62%~71%占め、我が国は随一の出資国です。

2018年6月1日のオペレーションの40周年記念日は、運用開始当初の関係者を招き、WIPO国際事務局からはPCT法務・国際部門とPCTサービス部門 (オペレーション部、翻訳部、情報システム部) のスタッフが参加して祝われました。WIPO本部ロビーに1978年にオペレーション開始した時代を感じさせるタイプライター打ちの出願書類やディスクが展示されました。当時、いかに限られた人数のオペレーションスタッフが、手仕事で紙の書類を取り扱っていたかを語るPCTシニアスタッフの話に、この制度の歴史とWIPOの発展と、そして我が国との深い関わりを再認識しました。



PCTの発展は、加盟国拡大、出願数の増加、手続きの電子化にあわられています。近年はグローバル経済の中、PCT出願される地域にも変化がありました。例えば、2017年、中国が我が国からのPCT出願数を3000件あまり上回り、米国に次ぐ第2位に躍進しました。数年前に、「(出願数で) 日本の背中が